

勝山市監査公表第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年8月22日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査種別 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 対象施設 白山平泉寺観光振興拠点
指定管理者 株式会社六千坊
市担当課 商工文化課
- 3 監査期間 令和4年6月16日～6月30日
- 4 監査対象事項 令和2年度財政援助団体等監査結果に基づき講じた措置内容

5 監査方法

令和2年度財政援助団体等監査結果については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき勝山市長より措置を講じた通知を受けている。

当該措置の内容のうち主に指摘事項について、通知のとおり執行されているかを主眼において実施した。

監査に当たっては、市担当課より関係書類の提出を求め審査をするとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。